広報おおいずみ編集・印刷業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和８年 11 月

大泉町 総務部 秘書室

１．業務名　広報おおいずみ編集・印刷業務委託

２．目的

大泉町では、町民と行政を結ぶ最も身近な情報伝達、情報共有の手段として広報おおいずみを月１回発行している。町民に知ってほしい情報を的確に伝え、理解や関心を深めてもらい、町政をより身近に感じてもらえるような広報紙を効率的に作成することを目的とする。

３．業務概要、仕様等

別紙　広報おおいずみ編集・印刷業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

４．提案限度額

総額　45,607,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

５．選定方法

公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により優先契約交渉事業者を決定する。

選考は、以下の審査及び評価により行う。

（１）プレゼンテーション

（２）企画提案書類

（３）見積書

６．公募型プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本プロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務従事者の実績、経験、技術力、企画力、受託者としての適格性を確認するために行うものである。

７．参加資格要件

本プロポーザル参加者の資格要件は次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない事業者であること。

(2)　大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 12 年大泉町告示第 19 号）又は大泉町物品購入等業者指名停止等措置要綱（平成 27 年大泉町告示第 9 号）の規定による指名停止の措置を受けていない事業者であること。

(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(4)　国税及び地方税に滞納がないこと。（法人及びその代表者）

(5)　破産の申立てがなされてないこと。

(6)　自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するもの。

イ　大泉町暴力団排除条例（平成 24 年大泉町条例第 21 号）に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

(7)　大泉町の令和 8・9 年度物品の購入等資格者名簿への登録申請を行っている事業

者であること。
(8)　本プロポーザルの企画提案書の提出は、単独企業で1提案であること。
(9)　群馬県内又は隣県に本社若しくは支店・営業所のある事業所を有している事業者であって、群馬県内の自治体において広報紙の受託実績があること。

８．本プロポーザル日程

内　容	日程等
質問受付期限	令和8年12月4日（金）
質問回答期限	令和8年12月11日（金）
参加意思確認書提出期限	令和8年12月18日（金）
企画提案書提出期限	令和9年1月12日（火）
プレゼンテーション審査の実施	令和9年1月19日（火）
最終選定結果通知日	審査実施後速やかに通知

※日程は、町の都合により変更する場合があります。

９．参加意思確認書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、実施要領等の関係書類の内容を十分に理解した上で、次のとおり参加の申出を行うこと。

(1)　提出書類
ア　参加意思確認書（別記様式第5号）
イ　会社概要調書（様式1）
ウ　プロポーザル参加に係る誓約書（様式2）
(2)　提出期限　令和8年12月18日（金）午後5時15分
(3)　提出場所　〒370-0595　群馬県邑楽郡大泉町日の出51番1号
大泉町 総務部 秘書室 広聴広報係
(4)　提出部数　各1部
(5)　提出方法
ア　持参の場合
土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
イ　郵送の場合
送達過程が記録される方法に限り提出期限までに必着のこと。

１０．質問について

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1)　質問書（任意様式）をZIP形式に圧縮し、電子メールにて送付すること。
(2)　電子メールの到達を電話で確認すること。
(3)　質問受付期限　令和8年12月4日（金）午後5時15分
(4)　送付先
大泉町 総務部 秘書室 広聴広報係
電話番号：0276-63-3111（内線：883）
電子メールアドレス：kouhou@town.oizumi.gunma.jp
(5)　質問に対する回答
質問受付期限後、質問者名を伏せて全指名業者に対しメールにより回答する。

１１．提案書類の提出

プロポーザル参加意思確認書を提出した事業者は、次のとおり企画提案にかかる書類を提出すること。

(1)　提出書類

次の書類をそれぞれ書面で6部提出すること。なお、正本（1部）のみ押印し、副本（6部）は複写でも可とする。

ア　企画提案書等提出書（様式3）

イ　企画書

広報おおいずみの編集意図、新コーナー等の企画提案について記載すること。

ウ　完成イメージ見本

編集、デザイン等を審査するための広報おおいずみ完成イメージ見本。作成に要する原稿及び写真等は、ファイル転送システム等により令和8年11月24日（火）以降に、町が希望事業者に対し提供する。

（仕様）

① 体裁　　A4版縦長とする。

② ページ数　全体で5ページとする。

③ 紙面構成　表紙、特集記事（2ページ)、行政情報（2ページ）を集約したコーナー

④ 紙面の色　4色（カラー）とする。ユニバーサルデザインを考慮した色を使用すること。

エ　工程表

広報おおいずみ5月10日号の作業について、特集記事以外の部分の編集開始から終了、印刷から納品までの具体的な日程を明記すること。出稿～校正～校了の作業期間は10営業日以上とし、各工程がわかるようにすること。なお、校正は初校、再校、念校、色校の4回を基本とする。

号	納品日	発行日
5月10日号	5月7日（金）	5月10（月）

オ　業務実績表

自治体広報紙やその他情報誌の編集及び印刷実績を表にまとめること。

カ　業務従事者経歴書

本業務に従事するデザイナー等の主な従事者の経歴を明記すること。

キ　見積書

毎月発行する広報おおいずみの編集・印刷業務に係る費用総額を記入し、下記明細を添付する。

・毎月発行する10日号の1ページあたり単価、1号あたり36ページで13,500部印刷とした金額、1年間の金額、各年度（※）の予定額、ならびに業務の主な工程に係る労務費や材料費等の内訳が確認できる明細書

※4月11日～翌年4月10日を単年度とする。

(2)　提出期限　令和 9 年 1 月 12 日（火）午後 5 時 15 分
(3)　提出場所　〒370-0595　群馬県邑楽郡大泉町日の出 51 番 1 号
大泉町 総務部 秘書室 広聴広報係

(4)　提出方法
ア　持参の場合　土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
イ　郵送の場合　送達過程が記録される方法に限り提出期限までに必着のこと。

１２．審査方法
提出された企画提案書等の内容及び提案内容に係るプレゼンテーションを審査し、総合的に勘案した上で、本業務の内容に最も適すると認められる提案者を、優先契約交渉事業者として決定する。
審査基準は、広報おおいずみ編集・印刷業務委託に係るプロポーザル評価基準書（実施要領別添１）のとおりとする。
(1)　書類、プレゼンテーションの審査
提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準書に基づき個々に審査し、評点の合計点が最も高い提案を選定するものとする。
【プレゼンテーションについて】
①１提案者あたり 30 分程度（その後質疑応答 10 分程度）のプレゼンテーションによる選考とする。
②プレゼンテーションは提出された資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明方法は自由とする。
③プロジェクター、スクリーンは町が準備するものとし、説明用ＰＣ・資料は提案者にて準備すること。
④プレゼンテーションは現地開催とする。
日程：令和 9 年 1 月 19 日（火）
場所：大泉町役場 3 階大会議室
※時間等、詳細については後日通知する。
(2)　次点の設定
選定した提案事業者の参加資格が取り消された場合は、次に評点が高かった事業者が繰り上がるものとする。

１３．参加資格の取消し
次のいずれかの事由に該当した場合は、参加資格を取り消し、提出された企画提案書等は無効とする。
(1)　参加意思確認書提出以降に、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなったもの
(2)　提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
(3)　この要領に定める以外の方法で、プロポーザル期間中に審査会委員もしくは関係職員に本案件に関する援助を求めるなどの接触を行った場合

(4)　前記各号に定めるもののほか、プロポーザルの中で著しく信義に反するものと審査会が認める場合

１４．選考結果の通知

プロポーザルの選考結果は、各提案者に文書により通知する。

１５．留意事項・その他

(1)　提出書類については、選考後においても返却しない。
(2)　提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
(3)　提出書類作成やプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
(4)　全ての応募者の提出書類は、大泉町情報公開条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示されるものとする。
(5)　優先契約交渉事業者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。また、優先契約交渉事業者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による発注者の承諾を得なければならない。
(6)　参加意思確認書提出以後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、書面により辞退届（様式4）を提出すること。
(7)　辞退により今後の不利益な取扱いを受けることはない。
(8)　選定後に失格又は辞退があったときは、次の順位の参加者を選定できることとする。
(9)　企画提案者が1者でも審査を実施する。
(10)　参加者が、審査・選考結果についての説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出し、その理由を文書により回答する。ただし、異議申立ては認めない。
(11)　本プロポーザルは、審査により選定した優先契約交渉時業者と契約に向けた交渉を行う。令和9年度予算が成立しなかった場合、契約を締結しないこと、または契約内容の変更もしくは解除を行うことがある。
(12)　大泉町議会だよりが、年4回（5/10号、8/10号、11/10号、2/10号）広報おおいずみの内頁として発行される予定であるため、編集の委託、納品等について議会事務局と別途協議すること。

令和９年度納品発行日一覧

号	納品日	発行日
５月 10 日号	５月７日（金）	５月 10 日（月）
６月 10 日号	６月９日（水）	６月 10 日（木）
７月 10 日号	７月８日（木）	７月９日（金）
８月 10 日号	８月９日（月）	８月 10 日（火）
９月 10 日号	９月９日（木）	９月 10 日（金）
10 月 10 日号	10 月８日（金）	10 月 12 日（火）
11 月 10 日号	11 月９日（火）	11 月 10 日（水）
12 月 10 日号	12 月９日（木）	12 月 10 日（金）
１月 10 日号	１月７日（金）	１月 11 日（火）
２月 10 日号	２月９日（水）	２月 10 日（木）
３月 10 日号	３月９日（木）	３月 10 日（金）
４月 10 日号	４月７日（金）	４月 10 日（月）

※発行日が土曜日にあたる場合は、前日の金曜日に発行、
　発行日が日曜日にあたる場合は、翌日の月曜日に発行します。

令和 10 年度納品発行日一覧

号	納品日	発行日
５月 10 日号	５月９日（火）	５月 10 日（水）
６月 10 日号	６月８日（木）	６月９日（金）
７月 10 日号	７月７日（金）	７月 10 日（月）
８月 10 日号	８月９日（水）	８月 10 日（木）
９月 10 日号	９月８日（金）	９月 11 日（月）
10 月 10 日号	10 月６日（金）	10 月 10 日（火）
11 月 10 日号	11 月９日（木）	11 月 10 日（金）
12 月 10 日号	12 月８日（金）	12 月 11 日（月）
１月 10 日号	１月９日（火）	１月 10 日（水）
２月 10 日号	２月８日（木）	２月９日（金）
３月 10 日号	３月８日（木）	３月９日（金）
４月 10 日号	４月９日（月）	４月 10 日（火）

※発行日が土曜日にあたる場合は、前日の金曜日に発行、
　発行日が日曜日にあたる場合は、翌日の月曜日に発行します。

令和 11 年度納品発行日一覧

号	納品日	発行日
5 月 10 日号	5 月 9 日（水）	5 月 10 日（木）
6 月 10 日号	6 月 8 日（金）	6 月 11 日（月）
7 月 10 日号	7 月 9 日（月）	7 月 10 日（火）
8 月 10 日号	8 月 9 日（木）	8 月 10 日（金）
9 月 10 日号	9 月 7 日（金）	9 月 10 日（月）
10 月 10 日号	10 月 9 日（火）	10 月 10 日（水）
11 月 10 日号	11 月 8 日（木）	11 月 9 日（金）
12 月 10 日号	12 月 7 日（金）	12 月 10 日（月）
1 月 10 日号	1 月 9 日（水）	1 月 10 日（木）
2 月 10 日号	2 月 8 日（金）	2 月 12 日（火）
3 月 10 日号	3 月 8 日（金）	3 月 11 日（月）
4 月 10 日号	4 月 9 日（火）	4 月 10 日（水）

※発行日が土曜日にあたる場合は、前日の金曜日に発行、
　発行日が日曜日にあたる場合は、翌日の月曜日に発行します。